第５号様式（附則第４条関係）

（表）

8.6センチメートル

5.4センチメートル

第　　号

写　真

日　本　国

官職

氏名

生年月日　　年　　月　　日

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律
附則第６条第５項の立入検査員証

国土交通大臣　　印

年　　月　　日発行

年　　月　　日限り有効

5.4センチメートル

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附　則

（共用空港特定運営事業に係る航空法の準用）

第６条　航空法第47条から第47条の３までの規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第47条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第５条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、「空港に」とあるのは「同法附則第２条第１項第１号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）に」と、「当該施設」とあるのは「、民間航空専用施設及び同法附則第２条第１項第３号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第３条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同条第２項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２（見出しを含む。）及び第47条の３第１項中「空港保安管理規程」とあるのは「民間航空専用施設保安管理規程」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第47条の２第２項中「空港（空港」とあるのは「民間航空専用施設（共用空港」と、「、空港の設置者」とあるのは「、国土交通大臣」と、「この条、第55条の２第２項及び第148条第４号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港の保安」とあるのは「民間航空専用施設の保安」と、同法第47条の３の見出し及び同条第１項中「空港法第14条」とあるのは「空港法附則第４条において準用する同法第14条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同条第２項中「空港法第14条第２項第２号」とあるのは「空港法附則第４条において準用する同法第14条第２項第２号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

２　航空法第54条の規定は、附則第３条第２号に掲げる事業を含む共用空港特定運営事業を実施する共用空港運営権者について準用する。

４　国土交通大臣は、第１項において準用する航空法第47条から第47条の３までの規定及び第２項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

５　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

６　第４項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（裏）

第９条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

⑴　附則第６条第１項において準用する航空法第47条第２項の規定又は附則第６条第４項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

⑸　附則第６条第４項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

第11条　共用空港運営権者の役員又は職員がその共用空港運営権者の業務に関して前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その共用空港運営権者に対して各本条の刑を科する。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

附　則

（職権の委任）

第９条

２　法附則第６条第３項及び第４項の権限並びに法附則第７条第２項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

３　法附則第６条第３項及び第４項の権限は、空港事務所長も行うことができる。

航空法抜粋

（空港等又は航空保安施設の管理）

第47条　空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）に従つて当該施設を管理しなければならない。

２　国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

（空港保安管理規程）

第47条の２　空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　空港保安管理規程は、前条第１項の保安上の基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第55条の２第２項及び第148条第４号において同じ。）の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

⑴　空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項

⑵　空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項

⑶　空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項

３　国土交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（空港法第14条に規定する協議会における協議の特例）

第47条の３　空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空港法第14条に規定する協議会（次項において単に「協議会」という。）は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。

２　前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、空港法第14条第２項第２号中「見込まれる者」とあるのは、「見込まれる者及び当該空港の安全を確保するために必要な者」とする。

（航空保安施設の使用料金）

第54条　航空保安施設の設置者は、航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　国土交通大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該航空保安施設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。

⑴　特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

⑵　社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。